

浜野町連合防災会及び 浜野第1・第2・第3防災会規約

(連合防災会及び防災会の設置)

第1条 浜野町内会会則(以下、「会則」という。)第4条に掲げる事業及び活動の一環として、浜野町連合防災会(以下、「連合防災会」という。)を設置し、浜野町各区ごとに浜野第1防災会、浜野第2防災会、浜野第3防災会(以下、これらを総称して「防災会」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 連合防災会及び防災会(以下、これらを総称して「本会」という。)の事務所は浜野会館に置く。ただし、連合防災会の連絡先は町内会長宅とし、防災会の連絡先は浜野町各区長宅とする。

(目的)

第3条 本会は、浜野町区域内住民の保安共同精神に基づく自主的な防災活動を行うことと共に、消防署及びその関係機関等の指導を受け、災害発生時の被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するために、本会は以下の事業及び活動を行う。

- (1) 防災意識の向上及び防災知識の普及等に関する事業及び活動
- (2) 災害の予防に関する事業及び活動
- (3) 災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護及び避難誘導等の応急対策に関する事業及び活動
- (4) 防災訓練に関する事業及び活動
- (5) その他、前条の目的達成に必要な事業及び活動

(構成員)

第5条 本会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 防災連合会にあっては、会則第6条の浜野町区域内に居住する一般会員及び団体住民会員(以下、「会員」という。)
- (2) 防災会にあっては、浜野町各区内に居住する会員

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 連合防災会長、1名
- (2) 連合防災副会長、1名
- (3) 浜野第1、第2、第3防災会長、各1名(計3名)

2 連合防災会長には町内会長が、連合防災副会長には副町内会長が、各防災会長には各区長がそれぞれ就任するものとし、町内会役員の任期終了と共に本会の役員を離任するものとする。

(役員の仕事)

- 第 7 条 連合防災会長は、連合防災会を代表し、会務を総括し、災害等における
応急活動等の指揮を行う。
- 2 連合防災副会長は、連合防災会長を補佐し、連合防災会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3 各防災会長は、連合防災会長の指揮の下で、各防災会を代表し、各会務を総括し、災害等における応急活動等を指揮する。

(役員会)

- 第 8 条 本会に役員会を設置する。
- 2 役員会は、第 6 条第 1 項の役員によって構成する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、役員会で特に必要と認めた者を役員会に召致することができるものとする。

(経費)

- 第 9 条 本会の運営に要する経費は、各防災会及びその他の収入をもってこれに充てるものとし、不足分は浜野町内会生活環境部の活動費より補うものとする。

(会計報告)

- 第 10 条 本会は、第 4 条各号の事業又は活動の実施後、役員会及び会員に会計報告を行うものとする。
- 2 会計報告は、浜野町内会総会における事業報告及び収支決算報告をもって、これに代えることができるものとする。

(附則)

この規約は、昭和 59 年 2 月 26 日から実施する。
この規約の一部改正は、平成 13 年 10 月 3 日から実施する。
この規約の一部改正は、平成 20 年 4 月 12 日から実施する。